

令和 6 年 度 第 9 回 議 事 録

笠岡市農業委員会

6 . 1 2 . 1 0

第 9 回 笠岡市農業委員会議事録

1 招集日時 令和6年12月10日 午前 9時30分

2 開会日時 令和6年12月10日 午前 9時30分

3 閉会日時 令和6年12月10日 午前10時30分

4 出席、欠席、遅参または中途退場した委員の議席番号及び氏名

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	森井政紀	出	8	鹿嶋耕三	出
2	櫛田繁造	出	9	片岡芳和	出
3	仁井名雅子	出	10	大平貴之	出
4	梶田宏一	出	11	天野平之進	出
5	仁科智之	出	12	西江務	出
6	北村卓士	出	13	守屋映男	出
7	佐内繁文	出			

5 会議に出席した者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
推進委員	馬上百生	推進委員	西江敬一
推進委員	奥野きたこ	推進委員	藤田 潔
推進委員	藤原美代子	推進委員	大平章之
推進委員	大本憲治	推進委員	枝木俊彦
推進委員	林和美	推進委員	守屋芳明
推進委員	重見信夫	事務局長	木南達昭
推進委員	有本正義	事務局次長	向原学
推進委員	桑田圭介	主事補	小川航平
推進委員	西山雅子	主事補	升谷公祐

	氏 名		氏 名
傍聴人			

6 提出議案

議案番号	議 題
議案第 28 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 29 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 30 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
報告第 28 号	取止書の受理について
報告第 29 号	農作業等受委託契約書の受理について
報告第 30 号	解約証書の受理について
報告第 31 号	農地法第 18 条の規定による合意解約通知について
報告第 32 号	営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告書の受理について
その他	

7 会議に付した議案の経過 別紙のとおり

8 会議録署名委員の氏名

笠岡市農業委員会長

8 番委員

9 番委員

事務局長	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今から、令和6年度第9回の農業委員会を開催いたします。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、会長から、一言ご挨拶をお願いいたします。</p>
会長	(会長あいさつ)
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>議事に入ります前に、本日の議事録署名人を8番鹿嶋委員、9番片岡委員よろしく申し上げます。</p> <p>それでは議案の審議へ移りたいと思います。</p> <p>会長、よろしくをお願いいたします。</p>
会長	<p>議案第28号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」ナンバー45号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー45号でございます。〇〇から、〇〇へ参ります3条の所有権移転(売買)でございます。</p> <p>譲受人は実家に隣接する農地を購入する者です。</p> <p>譲受人は10年の農業経験がありますが、自身で農地を取得するのは初めてのため、営農計画書の提出があります。毎週末には実家に帰り、その際に農業を行うとのことです。譲受人は市外在住ですが、申請地は実家に隣接しており、恒常的に実家へ帰省していることから、通策上の問題はないと考えられます。また、農機具は草刈機を保有しており、耕運機を購入予定であるため、営農計画書に記載の耕作管理は可能だと考えられます。</p> <p>これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われまます。</p> <p>以上でございます。よろしくをお願いいたします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
〇番委員	<p>事務局の説明のとおり問題ありません。</p>
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー46号を上程致します。事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>ナンバー46号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転（売買）でございます。</p> <p>譲受人は、空き家バンクにて宅地とあわせて農地を購入するものです。譲受人は、8年の農業経験がありますが農地を取得するのは初めてのため、営農計画書の提出があります。申請地では野菜を栽培予定です。申請地までの距離は数百メートルほどであり、来年度には、合わせて購入した隣接地へと転居予定であるため、通作上の問題もないと考えられます。農業には、夫と二人で従事するため、労働力も十分に確保されていることから、農地を取得するのが初めてだとしても、営農計画書に記載の耕作管理は可能と考えられます。なお、申請地には農業用倉庫がありますが、29条の届出を提出するという旨の申立書が提出されています。</p> <p>これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
〇番委員	<p>事務局の説明のとおり問題ありません。</p>
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー47号を上程致します。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー47号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転（売買）でございます。</p> <p>譲受人は、宅地と農地をあわせて購入するものです。譲受人は、20年の農業経験がありますが農地を取得するのは初めてのため、営農計画書の提出があります。申請地では花や野菜を栽培予定です。申請地までの距離は数百メートルほどであり、来年度には、購入した宅地に自宅を建設予定のため、通作上の問題もないと考えられます。また、農機具は運搬機、耕運機、草刈機を所有しており、年間200日農業に従事することから、農地を取得するのが初めてだとしても、営農計画書に記載の耕作管理は可能と考えられます。</p> <p>これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>

会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー48号を上程致します。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー48号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転 (売買)でございます。 譲受人は、売却を希望していた譲渡人から、農地を購入するものです。 譲受人は、農業経験が無いため、営農計画書の提出があります。申請地では イチジクを栽培予定です。申請地までの距離は数キロメートルほどであり、 通作上の問題もないと考えられます。農機具は耕運機、草刈機を所有しており、 農業には妻と二人で従事するため、労働力も十分確保されていることから、 農業経験が無いとしても、営農計画書に記載の耕作管理は可能と考えられ れます。 なお、申請地は窪地となっているため、農地改良のための4条申請を提出す る予定です。 これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件 はすべて満たしていると思われれます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、議案第29号「農地法第4条第1項の規定による許可申請につ いて」ナンバー11号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局	<p>ナンバー11号でございます。〇〇によります、4条の許可申請でございます。申請地は〇〇地区の畑〇筆、農地区分は第1種農地、転用目的は駐車場及び進入路用地でございます。</p> <p>申請者は、申請地の道路を挟んだ向かい側に居住していますが、その土地には車を停めるスペースがなく、申請地をその用途として転用したいとのことです。また、進入路は自家用車が進入するためだけでなく、農業をするために農機具が入る道としても使われるとのことです。</p> <p>申請地は第1種農地であります、「周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」であることから許可妥当であると思われます。</p> <p>周囲の影響につきましては、法面芝やクラッシャーランを設置するとのことで、土砂の流出はないと思われます。雨水につきましては、隣接地との境界部分に排水溝を設置するとのことで、問題ないと思われます。また、建築物はないため、周囲の農地への日照、通風に影響はないと思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー12号を上程致します。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー12号でございます。〇〇によります、4条の許可申請でございます。申請地は〇〇地区の田〇筆、農地区分は農用地区域内農地、転用目的は農地改良でございます。</p> <p>申請者は、申請地で畑作物の育成をしたく、農地改良したいとのことです。農地改良をした後は畑としてイチジクを作付けする予定であり、農地として活用していくものであるため許可妥当であると思われます。</p> <p>周囲の影響につきましては、隣接地との境界部分にはコンクリート塊を設置するとのことで、土砂の流出はないと思われます。雨水につきましては、自然浸透させるとのことで問題ないと思われます。また、建築物はないため、周囲の農地への日照、通風に影響はないと思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。

○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、議案第30号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ナンバー20号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー20号でございます。〇〇から〇〇及び〇〇へ参ります、5条の所有権移転（売買）でございます。申請地は〇〇地区の畑〇筆、農地区分は第3種農地、転用目的は住宅用地でございます。</p> <p>譲受人は、申請地隣地の宅地に自己用住宅を建設する予定であり、その延長敷地として申請地を転用したいとのことです。第3種農地であるため、許可妥当であると思われます。</p> <p>周囲の影響につきまして、隣接地との境界部分に擁壁を設置するとのことで、土砂の流出はないと思われます。雨水につきましては、宅内柵から既設水路へ接続するとのことで、問題ないと思われます。また、住宅は高さ7m程度のものであるため、周囲の農地への日照・通風に影響はないと思われます。</p> <p>以上でございます。よろしく申し上げます。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー21号を上程致します。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー21号でございます。〇〇から〇〇及び〇〇へ参ります、5条の使用貸借権設定（永年間）でございます。申請地は〇〇地区の田〇筆、農地区分は第2種農地、転用目的は進入路でございます。</p> <p>譲受人は、申請地隣地に共有名義の住宅を建築する予定であり、その宅地部分への接道をとるために、申請地を進入路として転用したいとのことです。</p> <p>申請に係る農地に代えて、周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ると認められないと判断できるため、許可妥当であると思われます。</p>

	<p>周囲の影響につきまして、隣接地との境界部分にはブロック擁壁を設置することと、土砂の流出はないと思われます。雨水につきましては、宅内桝から道路側溝へ放流することと、問題ないと思われます。また、建築物はないため、周囲の農地への日照・通風に影響はないと思われます。以上でございます。よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
○番委員	<p>事務局の説明のとおり問題ありません。</p>
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、報告第 28 号「取止書の受理について」、報告第 29 号「農作業等受委託契約書の受理について」、報告第 30 号「解約証書の受理について」、報告第 31 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知について」、報告第 32 号「営農型太陽光発電設備の下部の農地における農作物の状況報告書の受理について」ですが、関係委員の皆さまには、今後の農地の活用について、ご指導のほどよろしくお願ひいたします。 以上で議案としては終わりました。その他の案件で、事務局から何かございますか。</p>
事務局	<p>(1) 次回農業委員会 1 月 10 日(金)午後 2 時 30 分から 笠岡市役所本庁 3 階 第一会議室</p> <p>(2) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次回申請書締切日 12 月 20 日 (金) , 議案発送日 12 月 27 日 (金) ・ 視察・研修のスケジュールについて ・ 視察・研修のインター付近乗り場について ・ 車を市役所に駐車するときについて ・ 改選の評価委員についての説明 (12 月から募集開始) ・ 新年会について ・ アンケート回収 <p>それでは、以上で本日の農業委員会は閉会いたします。皆さまどうもありがとうございました。</p>